⑶　工事場所　大阪府柏原市大正２丁目10番８号
⑷　工事内容　庁舎　鉄骨造　地上３階建　延べ面積　2,965.45㎡　新築１棟、囲障　新設１式、構内舗装　新設１式、屋外排水設備　新設１式、植栽　新設１式、屋外工作物　新設１式、昇降機設備　新設１式、屋外　撤去１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,700㎥、鉄筋　約142ｔ、鉄骨　約340ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事監理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う工事である。
⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注機関は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋐　建物規模及び用途　下記ⓐ又はⓑの規模及び用途
ⓐ　延べ面積（増築の場合は増築面積）が2,000㎡以上の事務所又は庁舎。
ⓑ　延べ面積（増築の場合は増築面積）が2,000㎡以上の建築物において、事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が1,000㎡以上を有するもの。
㋑　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㋒　階数：地上３階以上
　ただし、上記㋐から㋒までは、同一工事の施工実績であること。
　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓及び㋔の要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注機関は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋓　建物規模及び用途　下記ⓐ又はⓑの規模及び用途
ⓐ　延べ面積（増築の場合は増築面積）が1,000㎡以上の事務所又は庁舎。
ⓑ　延べ面積（増築の場合は増築面積）が1,000㎡以上の建築物において、事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く。）の合計面積が500㎡以上を有するもの。
㋔　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　ただし、上記㋓及び㋔は、同一工事の施工実績であること。
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ⓐ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ⓑ　平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋓及び㋔の要件を満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注機関は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（上記⑸㋓及び㋔は、同一工事の経験であること。甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。
　ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
　また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。
　同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
ⓔ　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。